

衆議院国土交通委員会ニュース

【第198回国会】平成31年4月17日（水）、第7回の委員会が開かれました。

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）
 - ・石井国土交通大臣、大塚国土交通副大臣及び政府参考人に質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、国民、公明、共産、維新、社保）
 - ・伊藤忠彦君外6名（自民、立憲、国民、公明、共産、維新、社保）から提出された附帯決議案について、小宮山泰子君（国民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、国民、公明、共産、維新、社保）
（質疑者）古賀篤君（自民）、伊藤渉君（公明）、初鹿明博君（立憲）、森山浩行君（立憲）、小宮山泰子君（国民）、田村貴昭君（共産）、井上英孝君（維新）、広田一君（社保）

（質疑者及び主な質疑事項）

古賀篤君（自民）

- （1） 本法案の目的及びパリ協定の中期目標との関係
- （2） 本法案による省エネ適合義務制度への対象の拡大や届出義務制度の監督体制強化により、行政や民間の審査機関において混乱が生じる懸念への対応
- （3） 省エネ技術に習熟していない小規模工務店を行政が幅広く丁寧にフォローする必要性
- （4） 住宅トップランナー制度の対象を拡大する目的及び新たに対象となる住宅の割合

伊藤渉君（公明）

- （1） 国土交通部門における省エネ技術の進展に向けた今後のビジョン及び大臣の決意
- （2） 住宅・建築物の省エネ化が他の産業分野と比べて遅れている原因
- （3） 事業者や住宅取得者の省エネ技術導入に対するインセンティブを喚起する施策の必要性
- （4） 既存の建築物の省エネ性能向上の現状及び今後の具体的な取組

初鹿明博君（立憲）

- （1） 建築主に対する住宅の省エネ性能の説明義務制度により省エネ基準への適合が進むとする理由
- （2） 下関北九州道路
 - ア 本年3月19日の期成同盟会からの要望に対する大臣の回答及び大臣発言原稿等の資料を提出する必要性
 - イ 関門トンネルの老朽化対策工事が終了していることの確認
 - ウ 関門トンネルと関門橋が同時に通行止めとなった回数及び通行止めの時間
 - エ 下関北九州道路の建設予定地と関門橋の風速及び積雪量の比較を実施したかの確認
 - オ 下関北九州道路の山口県側建設予定地から高速道路、国道及び2車線の県道への距離、並びに今後それらの道路にアクセスするための道路が必要となってくることについての認識

森山浩行君（立憲）

- （1） 「パリ協定長期成長戦略懇談会提言」（本年4月）に示された、住宅や建築物に新築の段階で「その時点で最も優れたエネルギー効率設備が導入される」とことと経済合理性との両立についての見解

- (2) 本法案において省エネ基準への適合義務が見送られた住宅・建築物について、届出義務等を適合義務に見直す必要性及びその検証、見直しの方法
- (3) 小規模の住宅・建築物について 2030 年代を目標に省エネ基準への適合を義務付けることの確認
- (4) IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の「1.5°C特別報告書」（平成 30 年 10 月）を受け次の世代への温暖化によるリスクを減少させるための取組
- (5) 日本の住宅の室内温度とヒートショック等の健康被害の関連についての調査の有無
- (6) IPCC の「1.5°C特別報告書」を受けた政策見直しの方向性及び厚労省等とも連携した住宅の室内温度と健康被害の関係の調査、対策を行う必要性

小宮山泰子君（国民）

- (1) 下関北九州道路に関し、事業凍結されていた他の 5 つの海峡横断プロジェクトと比較検討を行ったことがわかる資料等を提出する必要性
- (2) 建築物省エネ法改正案
 - ア 本法案が中小工務店や消費者に与える影響において懸念される点及びその対策の内容
 - イ 小規模住宅の省エネ性能に係る評価及び説明
 - a 建築士の説明が適切に行われるための対策
 - b 創設される説明義務制度について、所管行政庁が認める緩和措置の内容
 - c 伝統的構法において優れるとされる調湿効果が住宅の居住の快適性に与える効果の検討状況及び健康への影響等に係る調査研究の必要性
 - ウ 伝統的構法をより採用しやすくするためのデータ整備や告示等の整備に関する進捗状況等
 - エ 大規模建築物等の屋上緑化、壁面緑化及び当該建築物周辺の植栽等による効果を省エネ計算に反映できるか等に関する大臣の認識
 - オ 条例による省エネ基準の付加
 - a 妥当と認められる場合の具体的内容
 - b 既定の省エネ基準より高い又は低い基準を条例で定めることができるかの確認
 - カ 国土交通省のガイドラインに基づく気候風土適応住宅
 - a 気候風土適応住宅と本法案による規制措置との関係性及び本法案において例外規定を置く必要性
 - b 地域材を活用した良質な木造住宅建築を推進する取組を後押しするために気候風土適応住宅を法律に位置付ける等の措置を行う必要性
 - c 和の住まい推進に向けた大臣の決意
 - キ 既存住宅の省エネ改修に対する地域の中小工務店等の取組を後押しするための取組

田村貴昭君（共産）

- (1) 本法案において、小規模住宅を省エネ基準適合義務化の対象としなかった理由及び対象としない期間並びに義務化を求める 6 団体からの共同声明に対する大臣の見解
- (2) 下関北九州道路
 - ア 平成 31 年 4 月 12 日の当委員会で宮本徹議員が要求した関門会による国土交通大臣に対する下関北九州道路（第二関門橋）の早期実現に向けての要望等に係る面会記録等の資料の有無
 - イ 関門会からの「下関北九州道路（第二関門橋）の早期実現に向けての要望書」（平成 28 年 3 月 31 日）
 - a 要請時における大臣の回答及び対応
 - b 要望書に対する現在の大臣の受け止め方
 - ウ 平成 28 年夏ごろの下関北九州道路が他の海峡横断プロジェクトと違いがあるのではないかとの

大臣による問題提起の内容

- エ 平成 31 年度予算への下関北九州道路の直轄調査費計上
 - a 凍結されていた下関北九州道路が方針転換された理由について、平成 20 年に比べ財政状況が好転したからか等の確認
 - b 事業主体が国にならないことの確認
- オ 関門橋と関門トンネルの 2 つの道路が同時に通行止めになった事例及びその時期
- カ 下関北九州道路が関門橋等と同じ気象条件下等でも代替機能を果たせるのかの確認
- キ 平成 31 年度予算成立前に下関北九州道路の調査費の箇所付けについて大臣が回答したことの妥当性
- ク 道路事業の工程において直轄調査費の計上はどの段階にあるかの確認
- ケ 今後、下関北九州道路の事業化を国会に諮るかの確認

井上英孝君（維新）

- (1) 本法案において、延べ面積 300 ㎡未満の小規模建築物の省エネ基準の適合義務化を見送った理由
- (2) 平成 29 年 4 月から施行された延べ面積 2,000 ㎡以上の大規模建築物の省エネ基準への適合義務化の現状
- (3) 省エネ基準への適合義務の対象範囲を中規模建築物に拡大した理由及び施行期日
- (4) 本改正案が規制強化であることを踏まえ、工務店及び設計事務所の意見を反映したのかの確認
- (5) 届出制度の監督体制の強化
 - ア 大規模、中規模住宅の届出制度の実効性を向上させるための取組
 - イ 民間審査機関の活用併せて所管行政庁を適切に指導する必要性
 - ウ 民間審査機関の活用による合理化により省エネ性能の向上が見込まれる理由
 - エ 民間審査機関による評価手法
- (6) 説明義務制度
 - ア 説明義務制度の導入に当たり、設計変更に伴う工期の延長等への課題に対する見解
 - イ 建築士から建築主への適切な説明が行われることを担保するための取組
 - ウ 住宅・建築物の省エネ性能に対する一般消費者の関心や建築士等の知識・技能の向上を図る必要性

広田一君（社保）

- (1) 本年 4 月 2 日の本会議の大臣答弁において、「新たに適合義務制度の対象とする中規模建築物は、既に届出義務制度の対象であるため、関連事業者の負担を大幅に増加するものではない」とした理由
- (2) 省エネに係る設計変更に伴う変更申請手続等の負担が増加しないよう対策を講じた上で本法を施行する必要性
- (3) 2020 年までに新築住宅について段階的に省エネ基準への適合を義務化する目標を達成できなかった原因及び今後の対応策、並びに 2020 年までに適合義務化とした見通しの妥当性
- (4) 地球温暖化対策計画策定から 3 年が経過する本年度における同計画の見直しの検討状況
- (5) 地球温暖化対策計画の見直しを踏まえ、新築住宅等に係る適合義務化及び新たな目標設定を検討する必要性
- (6) 新築住宅等への省エネ基準の適合義務化を見送っても、地球温暖化計画における住宅・建築物のエネルギー削減量の目標が不変であることの確認